500㎡未満の建築物の移動等円滑化経路について（逐条解説抜粋）

資料１－8

【図２－２：移動等円滑化経路・視覚障害者移動等円滑化経路のイメージ（再掲）】

**500㎡未満の建築物**

【特別特定建築物】

【特別特定建築物に追加する特定建築物】

利用居室

道等

　　　移動等円滑化経路　としなければならない経路

　　　Ａ　道等～各利用居室（政令第18条第1号）

　　　Ｂ　利用居室～便所（政令第18条第2号）

　　　Ｃ　駐車場～利用居室（政令第18条第3号）

　　　視覚障害者移動等円滑化経路　としなければならない経路

（政令第21条・条例第26条）

便所

駐車場

案内設備

又は案内所

利用居室

**Ｂ**

**Ａ**

**Ｃ**

【500㎡未満かつ上下の移動が1層の場合の移動等円滑化経路のイメージ】

　　　　　　移動等円滑化経路としなければならない経路

Ａ　道等～各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）（政令第18条第1号）

Ｂ　利用居室～便所（第18条第2号）

Ｃ　駐車場～利用居室（第18条第3号）

　　　　　1．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　必要

Ａ

Ｂ

利用居室

便所

　　　　　2．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合

　　　　　　 エレベーター等の設置　必要

Ｃ

Ａ

Ｂ

利用居室

便所

駐車場

　　　　　3．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　任意

　　　　　　※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合  
※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）

利用居室

便所

Ｂ

Ａ

利用居室

　　　　　4．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合

エレベーター等の設置　任意　※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合

※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）

Ａ

Ｃ

Ｂ

便所

利用居室

利用居室

駐車場

　　　　　5．利用居室と車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　任意

Ａ

利用居室

Ｂ

便所

　　　　　6．利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合　エレベーター等の設置　任意  
※２階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80㎝以上、廊下幅員120㎝以上等の基準がかかる）

Ａ

Ｂ

利用居室

利用居室

便所

便所

　　　　　7．利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要

Ａ

Ｂ

便所

利用居室

　　　　　8．利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要

Ａ

Ｃ

駐車場

利用居室

　　　　　9．利用居室が1階と2階、車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　任意設置

Ａ

利用居室

Ｂ

便所

利用居室